



長崎市子育て応援特別給付金のご案内



新型コロナウイルス感染症の流行により、不安を抱えて生活している妊産婦とその子育てを応援するため、特別定額給付金の対象とならなかったお子さんを対象に「子育て応援特別給付金」を支給します。

1 給付対象者

令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に出生し、申請時に長崎市の住民票に登録があるお子さん（ただし、令和3年4月30日までに、住民票に登録されたお子さんに限ります。）

2 申請・受給者

対象となるお子さんの世帯構成者で父または母
（ただし、父母が同一世帯にいない場合は、世帯主）



3 給付額

給付対象者1人につき10万円
（転入された方については、他の自治体で長崎市と同様の主旨の給付金等を受給している方は対象となりません。ただし、他の自治体の給付額が10万円未満の場合はその差額を支給します。）

4 受給方法

- (1) 申請書を、受給対象者のいる世帯に送付します。
10月末までに生まれたお子さんは、11月の初め頃に送付します。
11月以降に生まれたお子さんは住民票に登録後、1週間程度で送付します。
- (2) 申請書に、申請・受給者、口座番号等を記入し、次の書類を裏面に貼り付けてください。
 - ①申請者本人確認書類（運転免許証・保険証のコピー）
 - ②振込先がわかる書類（通帳・キャッシュカードのコピー）
- (3) 同封されている返信用封筒で申請書を提出してください。
（アンケートも併せて送付ください。）
- (4) 申請内容を確認後、給付決定通知書を送付します。申請内容により給付できない場合は、不承認決定通知書を送付します。
- (5) 給付決定後、1か月以内に申請書に記載された口座へ給付金を振り込みます。



申請期限 令和3年5月31日（消印有効）

※ 長崎県・長崎市からのアンケートを同封しています。
申請書と併せてご提出ください。ご協力をお願いします。

提出・問い合わせ先

長崎市こども健康課 TEL095-829-1255
〒850-8685 長崎市桜町2番22号